

第201号
平成30年5月1日

矢板市議会 だより

DC記念特別表紙

さあ、DC本番。

第350回 3月定例会

平成30年度当初予算案などを可決

目次

矢板市の家計簿「今年は何に使うの？」	2
議会の審議結果／委員会審査レポート	4
市勢発展のために！「一般質問」報告	10
「これまで」と「これから」をご報告 矢板市議会 スケジュール帳	16

2018年3月22日
可決成立

矢板市の家計簿 今年は何に使うの？

2018(平成30)年度の矢板市
全体の予算とお金の使い道

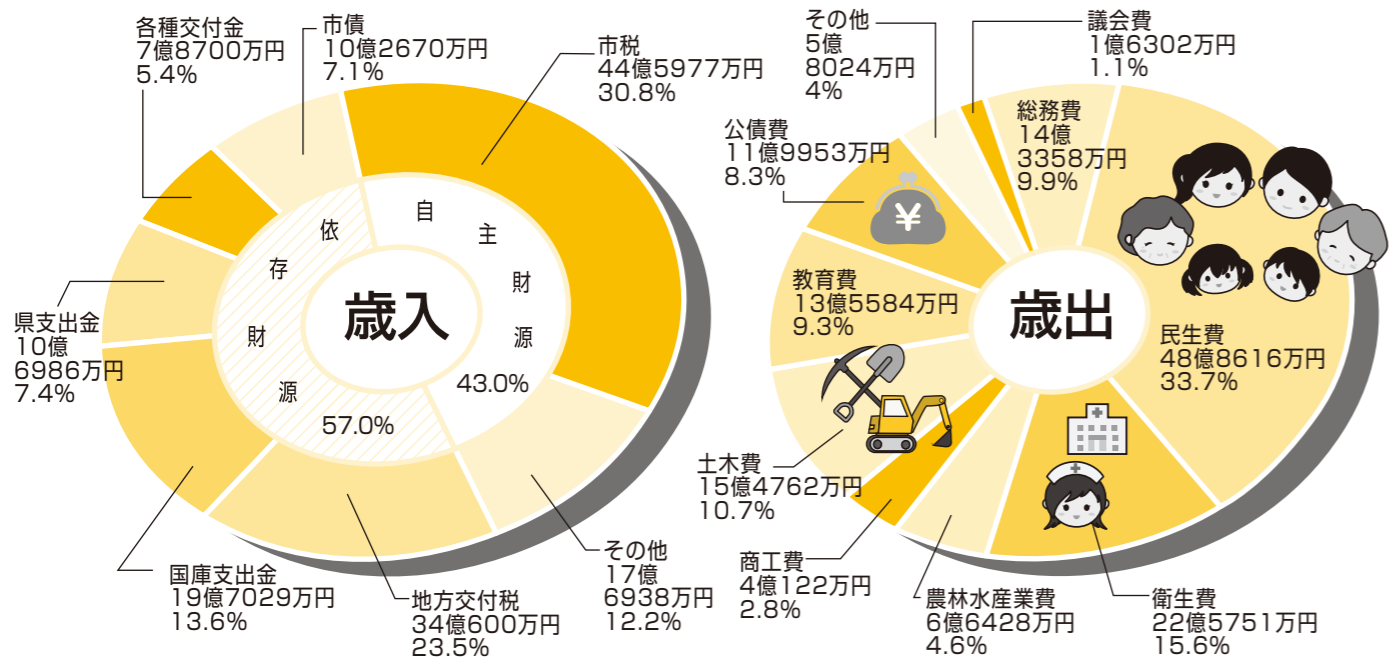
の「財政状況」がどうなっているのか？
を1か月の「家計簿」にして、お伝えいたします。



一般会計

歳入 144億8900万円

歳出 144億8900万円



用語解説

- 自主財源／市税など自らの権限で徴収・収納できる財源。●依存財源／国や県を経由する財源で用途や自治体の裁量が制限されているもの。●地方交付税／財源に恵まれた自治体と財源不足に苦しむ自治体間の財政不均衡を是正する事を目的とし、国から交付されるもの。使い道は自由。
- 支出金／国や県から、特定の事業を促進する目的で用途を指定して交付されるもの。
- 総務費／市の運営や市職員の給与などにかかる経費。●民生費／高齢者福祉や児童福祉、生活保護などにかかる経費。●公債費／市債の返済にかかる経費。

特別会計・企業会計

会計名	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療	農業集落排水事業
今年度	30億5870万円	37億5820万円	3億6800万円	5620万円
前年度	30億400万円	43億8210万円	3億4120万円	5800万円

会計名	公共下水道事業	コロナ矢板排水処理事業	水道事業
今年度	8億5390万円	1660万円	13億600万円
前年度	8億9010万円	1760万円	12億8500万円

※一般会計、特別会計、企業会計いずれも万の単位で掲載。千単位は四捨五入しています。

予算を家計に例えると？

一般会計の予算を、月に30万円の家計に置き換えて説明いたします。

収入		支出	
給与	27万8700円	家族の医療費 (扶助費)	6万600円
内訳		食費 (人件費)	4万3800円
基本給 (市税などの自主財源)	12万9000円	ローンの返済 (公債費)	2万4900円
諸手当 (地方交付税、国・県支出金)	14万9700円	光熱費や電話代などの生活費 (物件費・補助費・維持補修費)	10万1700円
銀行からのローン (市債)	2万1300円	子どもへの仕送り (他会計への繰出金)	3万2400円
		家の増改築 (普通建設事業費)	2万8800円
		貯金など (積立金など)	7800円
合計	30万円	合計	30万円

扶助費は医療の給付費など福祉や医療にかかる費用で、**支出全体の約5分の1(20.2%)**を占めています。

市税など自主財源が昨年に比べてダウン。諸手当でまかなっている状況です。効果的、効率的なお金の使い方になっているのか、しっかりチェックしてまいります。

「家族の医療費(医療給付などの扶助費)」、「食費(人件費)」、「ローンの返済(公債費)」の3つは「義務的経費」と言われていて、削減することが非常に難しいお金です。矢板市だけではなく、全国的に増えている傾向で、義務的経費がさらに増えると、新しい施策に使えるお金がどんどん減っていきます。

第350回 3月定例会(3月2日～3月22日)の審議結果

議案番号	件名	賛成・反対	議決結果
第1号	平成30年度矢板市一般会計予算	全会一致で賛成	原案可決
第2号	平成30年度矢板市介護保険特別会計予算		
第3号	平成30年度矢板市国民健康保険特別会計予算		
第4号	平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算		
第5号	平成30年度矢板市農業集落排水事業特別会計予算		
第6号	平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計予算		
第7号	平成30年度矢板市コロナ矢板排水処理事業特別会計予算		
第8号	平成30年度矢板市水道事業会計予算		
第9号	平成29年度矢板市一般会計補正予算(第6号)		
第10号	平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
第11号	平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
第12号	平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)		
第13号	平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)		
第14号	矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
第15号	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について		
第16号	矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
第17号	矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について		
第18号	矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について		
第19号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について		
第20号	矢板市特別会計条例の一部改正について		
第21号	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
第22号	矢板市遺児手当支給条例の一部改正について		
第23号	矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について		
第24号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について		

議案番号	件名	賛成・反対	議決結果		
第25号	矢板市介護保険条例の一部改正について	全会一致で賛成	原案可決		
第26号	矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について				
第27号	矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について				
第28号	矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について				
第29号	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について				
第30号	矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について				
第31号	矢板市都市公園条例の一部改正について				
第32号	矢板市営住宅条例の一部改正について				
第33号	矢板市消防団条例の一部改正について				
第34号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について				同意
第35号	財産の減額貸付について				原案可決
第36号	市道路線の認定について				
議員案第1号	矢板市空家等の適正管理に関する条例			起立多数で賛成	
議員案第2号	矢板市議会の議決すべき事件を定める条例			全会一致で賛成	

※議員案第1号は以下のとおり賛否が分かれませんでした。
 賛成：藤田欽哉、櫻井恵二、関由紀夫、小林勇治、石井侑男、渡邊孝一、今井勝巳、大島文男、大貫雄二
 反対：高瀬由子、佐貫薫、伊藤幹夫、宮本妙子、中村久信、中村有子
 ※和田安司議員は、議長のため採決には入っておりません。

3月22日
可決

議員案2件をご紹介します。

議員案第1号 矢板市空家等の適正管理に関する条例
 議員案第2号 矢板市議会の議決すべき事件を定める条例

議員案とは：

議会の議決を経るため、市長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件を議員案といいます。このうち、議員が提出した議員案は議員案とよばれます。

矢板市議会においては、これまで「矢板市産の飲料の普及促進に関する条例」や「矢板市議会基本条例」などを議員案として提出し可決してきました。

矢板市議会基本条例第12条では、議会の政策立案機能の強化や市長等に対して政策提言を行うことなどが明記されています。

今後も矢板市議会として、議会の機能強化に努めてまいります。

議員案第1号

矢板市空家等の適正管理に関する条例

(目的)
 第1条 この条例は、空家等の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の安心で安全な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)
 第2条 この条例において掲げる用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)
 第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正な管理促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)
 第4条 空家等の所有者等は、空家等が特定空家等にならないよう適正に管理しなければならない。

(市民等の協力)
 第5条 市民等は、第3条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等と認めるに足る事実があるときは、市に情報を提供するように努めるものとする。

(応急措置)
 第6条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(矢板市空家等審議会)
 第7条 この条例の適切な運用を図るため、矢板市空家等審議会(次項において「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係機関への要請)
 第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係機関等に必要な措置を要請することができる。

(委任)
 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

この条例でこう変わる!

矢板市の空家対策については、現在「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき運用されていますが、この条例により、市と空家等の所有者の責務が明確化されるとともに、災害時などにおける市の応急措置について明文化されました。

この条例は、周知期間などを考慮したうえで、10月1日からの施行(効力発生)となります。



議員案第2号

矢板市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)
 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、矢板市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)
 第2条 議会の議決すべき事件は次のとおりとする。

(1) 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止に関すること。

(2) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。

(3) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。

(4) 姉妹都市又は友好都市の締結に関すること。

附 則
 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この条例でこう変わる!

議会で議決すべき事項は、法律により15項目定められていますが、そのほか、条例で定めることにより、新たに議決すべき事件を追加することが可能です。

この条例により、法定の15項目以外に市の総合的な計画などを議決事項とすることで、市政に対するより積極的な議会の参与と民意の反映が可能となります。

議案をこのように審査しました。

委員会 審査レポート

総務厚生常任委員会

◎佐貫 薫 ○関由紀夫 藤田欽哉 和田安司
 中村久信 石井侑男 中村有子 渡邊孝一

・平成29年度矢板市一般会計補正予算(第6号)

概要 歳入歳出からそれぞれ3億870万円を減額し、予算総額を134億2620万円に補正するもの。

結果 全会一致で可決

・平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

概要 歳入歳出からそれぞれ2198万6千円を減額し、予算総額を45億4619万円に補正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

概要 介護保険法の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業所の指定等について県から市に移譲されるため、新たに条例を制定するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

概要 平成29年人事院勧告により、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市職員についても国に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

概要 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

概要 平成29年人事院勧告により、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市職員についても国に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

概要 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市国民健康保険条例の一部改正について

概要 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

概要 国民健康保険制度の見直しにより、県が示した国民健康保険事業費納付金を基に、本市の国民健康保険税の税率等を定めるため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

概要 基準府令となっている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市遺児手当支給条例の一部改正について

概要 遺児手当の支給要件を拡充することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市介護保険条例の一部改正について
概要 介護保険法で規定されている3年ごとの介護保険料の見直しを行うほか、介護保険法等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
・矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
・矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
概要 介護保険法に基づく基準省令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市消防団条例の一部改正について
概要 消防団役員の任期及び消防団員の報酬を見直すことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・財産の減額貸付について
概要 旧長井小学校校舎の賃貸借委契約が、平成30年3月31日で満了となることに伴い、引き続き、校舎の有効活用を図るとともに、福祉の向上、地域の活性化、雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。
結果 全会一致で可決



総務厚生常任委員会による審査

経済建設文教常任委員会

◎伊藤幹夫 ○小林勇治 高瀬由子 櫻井恵二
 宮本妙子 今井勝巳 大島文男 大貫雄二

・平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
概要 歳入歳出からそれぞれ200万円を減額し、予算総額を5600万円に補正するもの。
結果 全会一致で可決

・平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
概要 歳入歳出からそれぞれ1976万円を減額し、予算総額を8億9026万3千円に補正するもの。
結果 全会一致で可決

・平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
概要 歳入歳出からそれぞれ300万円を減額し、予算総額を1億4740万円に補正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市特別会計条例の一部改正について
概要 矢板市木幡宅地造成事業特別会計の廃止に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について
概要 道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、市道の占用料について見直しを行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
概要 建築基準法の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市都市公園条例の一部改正について
概要 都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、

条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・矢板市営住宅条例の一部改正について
概要 市営住宅の入居資格条件を追加することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
結果 全会一致で可決

・市道路線の認定について
概要 矢板市乙畑地内において、新たに1路線を市道に認定するため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。
結果 全会一致で可決



経済建設文教常任委員会による現地調査

請願・陳情は、こんな方法で

請願・陳情は、市民の皆さまの要望を市政に反映させるための制度です。
 請願書・陳情書を提出する方は、以下の要領でご持参ください。

■様式

・用紙サイズはA4版。右の様式に準じて日本語で作成してください。

■内容

・簡単な趣旨、理由、提出日、請願者（陳情者）の住所、氏名を記載し、押印の上、ご提出ください。
 ※請願書には、必ず1人以上の紹介議員（矢板市議会議員）の署名、または記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
 ※道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してください。

■受付期日

・定例会（3月、6月、9月、12月）開会日の10日ぐらい前までに
 ご提出ください。
 市役所が閉庁のときを除き、いつでも受け付けています。

お問い合わせ先：議会事務局 TEL：43-6216

請願書様式

(表紙)
 ○○○○に関する請願書
 紹介議員 氏 名 ㊟

(内容)
 件名 ○○○○に関する請願
 要旨
 理由
 地方自治法第124条の規定により、
 上記の請願書を提出します。
 平成 年 月 日
 請願者(代表)
 住所
 氏名 ○○○○ ㊟
 (連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
 矢板市議会議長 様

陳情書様式

(表紙)
 ○○○○に関する陳情書

(内容)
 件名 ○○○○に関する陳情
 要旨
 理由
 平成 年 月 日
 陳情者(代表)
 住所
 氏名 ○○○○ ㊟
 (連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
 矢板市議会議長 様

市勢発展のために！ 「一般質問」報告

市政を 問う。

3/5

市政の課題や将来の展望について^{ただ}質す一般質問。
3月議会では、5人の議員が質問をしました。
「矢板を良くしたい！」
各議員の熱い思い、ご一読ください。



伊藤 幹夫 議員



【今回の質問】

1. 人口減少対策について
2. 観光事業について
3. 公共施設再配置計画と廃校利用について
4. クールチョイスについて

質問

フットパス^{*}を整備することで、行政、住民、民間企業、河川管理者等が連携して回遊ルート^{*}の確保やイベントの開催等を行うことにより、にぎわい創出が想定され、観光客の誘致、地域の観光振興及び活性化につながる。国も支援を推進しているが、市としての取り組みについて問う。

^{*}フットパスとは、イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】のこと。

答弁

矢板市としては、「駅からハイキング」がフットパスの取り組みと合致すると思われる。コースを観光ホームページ等でPRする取り組みから始めていきたい。

質問

公共施設再配置計画にあたり、ランドデザインの周知徹底や、今後個別計画策定を進めるにあたり、ワークショップの導入や、分りやすく知ってもらうために他自治体が活用している、漫画を活用した情報発信をしたり、学校については、文部科学省が推進している「みんなの廃校」プロジェクトを活用してはどうか。

答弁

ワークショップの導入は、各個別計画策定等の際に、導入できるものは導入していきたい。漫画を活用した情報発信は参考にさせていただく。「みんなの廃校」プロジェクトは、今後、調査研究を進めていきたい。



石井 侑男 議員



【今回の質問】

1. 企業誘致について
2. エコモデルハウスの利活用について
3. 矢板市の育英事業について

企業誘致の進捗と今後を問う。 給付型育英資金制度の導入について問う。

質問

企業誘致の推進は、雇用の場の確保、市税収入の増加、まちの活性化にも大きく寄与するとともに、人口減少対策にも有効である。総合計画に矢板南産業団地立地企業数の目標指標（平成32年度で16社）を掲げているが、進捗状況と今後を問う。

答弁

矢板南産業団地には12社が立地している。今年度3社が内定しており、残りの2区画も引き合いがある。今後は矢板南産業団地の拡張を含めさらなる整備を県に要望していくほか、矢板南産業団地以外の適地の案内、誘致支援対象業種の拡大や支援内容の再考等を図っていく。

質問

矢板市の育英事業について、市民からの寄附やふるさと納税寄附等を募り、基金を増やすことで、給付型奨学資金制度の導入を図ってはと考えるが、当局の見解を問う。

答弁

本市においても、給付型奨学資金制度については様々な角度から議論をしているところである。制度導入の準備段階として、育英会の趣旨に賛同いただき、寄附をいただけるようさらに周知し、給付型に耐えうる原資の確保に努めたい。

あわせて、給付型奨学資金制度の選考基準等の設置について、公益財団法人矢板市育英会に諮っていく。



中村 有子 議員



【今回の質問】

1. 健康増進対策について
2. 認知症対策について
3. 観光振興について
4. 自然植物の保護対策について

質問

矢板版「健康マイレージ事業」、まちなか保健室の内容と運営方針、受動喫煙防止対策の取り組みを問う。

答弁

事業名を「やいた健康ポイント事業」とし、参加対象者は40歳以上の矢板市民300人、ポイント（pt）対象を「あるく」「はかる」「出かける」「参加する」の4つの柱とした。1Pt1円、1人年間10000ptを商品券等に交換できる。「まちなか保健室」は市保健福祉センター、公民館、商業施設などに月3回程度開設し健康相談を行う。受動喫煙対策では、禁煙、分煙を示すステッカー貼付け等の協力を得て推進していく。

質問

八方ヶ原、大間々に自生するレンゲツツジの根元に害虫が発生し害虫駆除等の早急な保護対策が必要となっている。当局の対応策を問う。

答弁

害虫による被害について国に問い合わせたところ、枯枝の原因は害虫なのか、また害虫が発生している場合でも種類が特定できない限り、殺虫剤の散布はできないとの回答であった。国有地であることから、国による対応を引き続き要望するとともに、市として早急にできることは何かをボランティアや専門知識のある方と検討していく。

※こちらの本文は、質問者本人が作成しています。
※議員写真右下のQRコードから各議員の一般質問の動画をご覧いただけます。動画中の注意事項を確認の上、ぜひご覧ください。



高瀬 由子 議員



学生と連携した矢板PRで交流人口増へ！ 矢板ファンを募って矢板PRを！

質問

矢板市内の3高校は各種大会やイベントで活躍し社会貢献活動も盛んである。矢板武塾など市内イベントを通して次の時代を担う若い世代に第一第二の故郷としての愛着を持ってさらに活躍して頂き、交流人口増・定住促進を図ってはいかがか。

答弁

高校生は本市にとり貴重な交流人口でもある。矢板武塾では高校生の居場所づくりと主体的活動による活性化が発表された。60万円を計上し、駅周辺における「高校生の集まるまちづくり」を切り口とした活性化に取り組み、交流人口のさらなる増・定住促進を図っていく。

質問

市内には元新聞記者、作家、漫画家、写真家がいらっしやり、高校とシルバード大学北校もある。広報やラジオ「やいこみゅ」「やいたうん」などで「矢板ファン」を募り、矢板の良さをPRしていただいているかがか。

答弁

現在矢板PRと助言をいただく「つつじの郷矢板ふるさと大使」が13名いる。市の魅力を全国に紹介し、知名度の向上・イメージアップを図る目的で「やいた応援大使」を設置する。本市出身でなくても、本市に愛着を持ち、ソーシャルメディアを活用し、多くの方への影響力、発信力、拡散力などの要件を満たす方を委嘱する。

【今回の質問】

1. 「駅からハイキング」でDC
- 子や孫が帰ってくるまちづくり -
2. 「Jプロツアー」や「駅からサイクリング」でDC
- 「訪れたい矢板」から「住んでみたい矢板」へ -
3. ふるさと納税返礼品拡充
- 「訪れたい矢板」へ -
4. 学生と連携した矢板PR
- 「通いたい、通わせたい矢板」へ -
5. 通学路の整備について
- 「住みやすい・選ばれる矢板」へ -
6. 「矢板ファンクラブ」による矢板PR
- 「矢板再発見」から「交流人口増・定住促進」へ -



今井 勝巳 議員



中心市街地の今後の整備方針を問う！

質問

市の顔である矢板駅西地区の衰退が進んでいる。まちづくりの施策として、平成17年に国の認定を受け、TMO※を設立したが整備が進んでいるといえない。整備状況と整備が進まない原因を調査しているが、その結果について報告を求める。

※TMOとは「Town Management Organization」の略で、まちづくりをマネージ（運営・管理）する機関をいいます。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースします。

答弁

JR矢板駅舎内のエレベーターの設置支援、西口広場や県道矢板停車場線のバリアフリー化を実施した。また、矢板那須線のバイパスや文

化会館周辺道路など道路網の強化を図った。国道461号の拡幅整備や中央通りの延伸整備は関係機関と調整しているが、公団混雑が深刻であり障害になっている。調査の結果、商店数の減少や空き地空き家が増加していることや、公団混雑により不動産が流通されにくいことが問題として指摘されている。

さらに空き地空き家の適正管理を目的とした制度の必要性、空き家の利活用による空き家数の抑制や不動産の流通しやすい環境整備が必要と考えている。今後の整備方針は、検討会を設け新計画の必要性も含め来年度末までに方向性を出したい。

【今回の質問】

1. 中心市街地について
2. 国際交流事業の今後について

ご報告

平成29年度 「政務活動費」の交付状況

矢板市議会の政務活動費は、1人当たり年額24万円が上限です。平成28年度までは、政務活動費を事前に交付していましたが、平成29年度からは、執行額を後日請求する「事後交付制度」を採用しています。事後交付制度では年2回（上半期・下半期）の実績報告書の提出を義務付けています。今号では、平成29年度の政務活動費の交付状況についてご報告いたします。



交付決定(上限)額	360万円
交付確定額(執行率76.07%)	273万8,525円
交付残額	86万1,475円

《執行内容の内訳》

研究研修費	37万2,684円
<small>(主な支出は、研修会参加負担金、宿泊費、交通費などです)</small>	
調査費	206万6,250円
<small>(主な支出は、宿泊費、交通費、燃料費などです)</small>	
資料作成費	0円
<small>(主な支出は、印刷費、写真プリント代、文書コピー代などです)</small>	
資料購入費	46万5,612円
<small>(主な支出は、図書購入費、新聞購読料などです)</small>	
事務所費	0円
<small>(主な支出は、事務機器リース代などです)</small>	

※議員別の詳細は、P14・15をご覧ください。
また、詳細については矢板市議会ホームページで公開しております。



政務活動費 Q&A

Q. そもそも「政務活動費」って何？

A. 議員が政策立案や政策提言の力を高めるため、調査研究活動を行う際の経費です。

Q. どんな経費が認められているの？

A. 上の表に記載されている研究研修費、調査費などが経費として認められています。

平成29年度 矢板市議会

議席番号	議員氏名	交付決定額 (交付上限額)	実支出額の内訳										実支出額 合計	交付決定額 (交付上限額)	執行率 (対交付上限額) (%)	交付残額
			期間	研究研修費	調査費	資料作成費	資料購入費	広聴費	人件費	事務所費	その他の 経費					
1	高瀬 由子	240,000	上半期									0	0	100.00%	0	
			下半期	135,648	91,331		14,364						241,343			240,000
			合計	135,648	91,331	0	14,364	0	0	0	0	0	241,343			240,000
2	藤田 欽哉	240,000	上半期		84,245							84,245	84,245	82.78%	41,327	
			下半期		114,428								114,428			114,428
			合計	0	198,673	0	0	0	0	0	0	0	198,673			198,673
3	櫻井 恵二	240,000	上半期		84,245							84,245	84,245	35.10%	155,755	
			下半期									0	0			
			合計	0	84,245	0	0	0	0	0	0	0	84,245			84,245
4	関 由紀夫	240,000	上半期				36,408					36,408	36,408	15.17%	203,592	
			下半期									0	0			
			合計	0	0	0	36,408	0	0	0	0	0	36,408			36,408
5	小林 勇治	240,000	上半期		84,245							84,245	84,245	82.78%	41,327	
			下半期		114,428								114,428			114,428
			合計	0	198,673	0	0	0	0	0	0	0	198,673			198,673
6	佐貴 薫	240,000	上半期		85,096		90,720					175,816	175,816	100.00%	0	
			下半期		49,908		37,116						87,024			64,184
			合計	0	135,004	0	127,836	0	0	0	0	0	262,840			240,000
7	伊藤 幹夫	240,000	上半期		85,096							85,096	85,096	100.00%	0	
			下半期	90,718	91,331								182,049			154,904
			合計	90,718	176,427	0	0	0	0	0	0	0	267,145			240,000
8	和田 安司	240,000	上半期				97,200					97,200	97,200	100.00%	0	
			下半期	146,318	91,331		3,736						241,385			142,800
			合計	146,318	91,331	0	100,936	0	0	0	0	0	338,585			240,000
9	宮本 妙子	240,000	上半期		83,586							83,586	83,586	34.83%	156,414	
			下半期									0	0			
			合計	0	83,586	0	0	0	0	0	0	0	83,586			83,586

※ 12 番中村有子議員は、交付申請をしていません。年度を通して交付を受けない場合は、交付申請が不要です。
(交付の手順は、交付申請→交付決定→政務活動→実績報告→交付確定→請求→交付の手順によります。)

政務活動費交付状況一覧

(単位：円)

議席番号	議員氏名	交付決定額 (交付上限額)	実支出額の内訳										実支出額 合計	交付決定額 (交付上限額)	執行率 (対交付上限額) (%)	交付残額
			期間	研究研修費	調査費	資料作成費	資料購入費	広聴費	人件費	事務所費	その他の 経費					
10	中村 久信	240,000	上半期				90,720					90,720	90,720	37.80%	149,280	
			下半期									0	0			
			合計	0	0	0	90,720	0	0	0	0	0	90,720			90,720
11	石井 侑男	240,000	上半期		84,245		40,370					124,615	124,615	62.43%	90,157	
			下半期		25,228								25,228			25,228
			合計	0	109,473	0	40,370	0	0	0	0	0	149,843			149,843
12	中村 有子	240,000	上半期									0	0			
			下半期									0	0			
			合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
13	渡邊 孝一	240,000	上半期		83,586							83,586	83,586	100.00%	0	
			下半期		158,871								158,871			156,414
			合計	0	242,457	0	0	0	0	0	0	0	242,457			240,000
14	今井 勝巳	240,000	上半期		84,245							84,245	84,245	94.05%	14,289	
			下半期		141,466								141,466			141,466
			合計	0	225,711	0	0	0	0	0	0	0	225,711			225,711
15	大島 文男	240,000	上半期		84,245		36,768					121,013	121,013	100.00%	0	
			下半期		114,428		18,210						132,638			118,987
			合計	0	198,673	0	54,978	0	0	0	0	0	253,651			240,000
16	大貫 雄二	240,000	上半期									0	0	96.11%	9,334	
			下半期		230,666								230,666			230,666
			合計	0	230,666	0	0	0	0	0	0	0	230,666			230,666
合計	3,600,000	上半期	0	842,834	0	392,186	0	0	0	0	0	1,235,020	1,235,020	76.07%	861,475	
		下半期	372,684	1,223,416	0	73,426	0	0	0	0	0	1,669,526	1,503,505			
		合計	372,684	2,066,250	0	465,612	0	0	0	0	0	2,904,546	2,738,525			
全体構成比 (%)			12.8%	71.1%	0.0%	16.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				

2月～4月の議会日誌

2月

- 5日 塩谷広域行政組合議会全員協議会、定例会
- 14日 議会報告会運営委員会正副班長会議
県北五市議長会議 (那須烏山市)
- 15日 議会報告会運営委員会
全員協議会、議員会
- 22日 議会運営委員会

3月

- 2日～22日 第350回矢板市議会定例会
- 2日 全員協議会、議員会、
議会改革推進特別委員会
- 9日 議員会
- 13日 議会改革推進特別委員会、議員会
- 22日 議会運営委員会、全員協議会
議会広報広聴委員会
- 27日・28日 神奈川県議会行政視察来庁

4月

- 17日 栃木県市議会議長会議 (足利市)
- 18日 議会報告会運営委員会正副班長会議
- 19日 全員協議会、議会報告会運営委員会、
議会広報広聴委員会
- 24日 第84回関東市議会議長会定期総会
(群馬県桐生市)
大分市議会行政視察来庁

ぜひ、傍聴にお越しください。
なお、日程等が変更となる場合がございますので、あらかじめ議会事務局
にお問い合わせください。(TEL.43-6216)

5月～8月の議会スケジュール(予定)

5月

- 17日 全員協議会
- 22日 塩谷市町村議会議長会議
- 24日 議会運営委員会
- 25日 県北五市議長会議 (大田原市)
- 30日 全国市議会議長会第94回定期総会
(東京都千代田区)

6月

- 1日 全員協議会、定例会開会
- 4日～6日 一般質問
- 7日～11日 常任委員会
- 14日 全員協議会・定例会閉会
- 21日 長野県下諏訪町行政視察来庁
- 22日 塩谷市町村議会議長会議
- 28日 栃木県佐野市行政視察来庁

7月

- 19日 栃木県市議会議長会議 (真岡市)
- 20日 全員協議会

8月

- 21日 全員協議会
- 30日 議会運営委員会

News

高校生との意見交換会を開催します。

今年度は、新たに高校生と矢板市議会との意見交換会の開催を予定しております。市内3高校に在学する生徒さんから若い世代の生の声を頂戴したいと考えております。結果については、次号以降でご報告させていただきます。

表紙写真説明

『おしらじの滝』

八方ヶ原にある、表紙の滝をご存知でしょうか。雨の後などにだけ現れる幻の滝。山の駅たかはらから那須塩原方面へ車で5分、そこからさらに遊歩道を5分ほど下ると神秘的なブルーの滝つぼが迎えてくれます。木漏れ日と神秘的なブルーの水、そして山の緑があいまって息をのむような美しさです。「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン(4/1～6/30)により、市外からも多くの方が訪れています。

DC：JR東日本と栃木県内の自治体等が共同で実施する大型観光キャンペーン

編集後記

矢板市制60周年を迎え、市民の皆さまのご理解・ご協力に感謝申し上げます。スポーツツーリズムを核とし各世代を支援した「活力と魅力のあるまちづくり」のための予算を議決しました。皆さまの貴重な税金が、より良い市勢発展のために無駄なく使われるようさらにチェックを重ねてまいります。

今年度は高校生との意見交換会を予定しております。海外の家庭では政治についての議論がよく行われ、子どもたちも早くから政治に関心を持つといわれます。皆さまの貴重なご意見を市政に反映させ、どなたにも開かれた議会を目指します。みんなで一緒に矢板の未来を築いていきましょう！
(高瀬由子)

「矢板市議会だより」について、ご感想・ご意見をお待ちしております。
FAX(0287-44-1100)、封書など(〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市議会事務局あて)、Email(gikaijimukyoku@city.yaita.tochigi.jp)

※次号(第202号)は8月1日発行予定です。

議会広報広聴委員会

- 委員長：関由紀夫
- 副委員長：佐貫 薫
伊藤幹夫
- 委員：高瀬由子
藤田欽哉
櫻井恵二
小林勇治
和田安司
宮本妙子